

令和7年4月～ 利用料金のめやす（1割負担の方）【けやき荘ショートステイサービス】

連続利用30日目まで

介護度	利用者負担段階	介護保険1割負担	加算（1日）				1割負担加算合計	食費（1日）	居住費（1日）	合計（1日）	合計（31日） 自費限度額越含む
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	看護体制加算ⅢイⅣイ	夜勤職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ					
要支援1	第1段階	529円	22円	—	—	77円	628円	300円	880円	1,808円	179,848円
	第2段階							600円	880円	2,108円	188,848円
	第3段階①							1,000円	1,370円	2,998円	215,548円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,298円	224,548円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,239円	252,778円
要支援2	第1段階	656円	22円	—	—	95円	773円	300円	880円	1,953円	166,733円
	第2段階							600円	880円	2,253円	175,733円
	第3段階①							1,000円	1,370円	3,143円	202,433円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,443円	211,433円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,384円	239,663円
要介護1	第1段階	704円	22円	35円	18円	109円	888円	300円	880円	2,068円	136,770円
	第2段階							600円	880円	2,368円	145,770円
	第3段階①							1,000円	1,370円	3,258円	172,470円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,558円	181,470円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,499円	209,700円
要介護2	第1段階	772円	22円	35円	18円	119円	966円	300円	880円	2,146円	130,397円
	第2段階							600円	880円	2,446円	139,397円
	第3段階①							1,000円	1,370円	3,336円	166,097円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,636円	175,097円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,577円	203,327円
要介護3	第1段階	847円	22円	35円	18円	129円	1,051円	300円	880円	2,231円	80,713円
	第2段階							600円	880円	2,531円	89,713円
	第3段階①							1,000円	1,370円	3,421円	116,413円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,721円	125,413円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,662円	153,643円
要介護4	第1段階	918円	22円	35円	18円	139円	1,132円	300円	880円	2,312円	83,952円
	第2段階							600円	880円	2,612円	92,952円
	第3段階①							1,000円	1,370円	3,502円	119,652円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,802円	128,652円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,743円	156,882円
要介護5	第1段階	987円	22円	35円	18円	149円	1,211円	300円	880円	2,391円	87,091円
	第2段階							600円	880円	2,691円	96,091円
	第3段階①							1,000円	1,370円	3,581円	122,791円
	第3段階②							1,300円	1,370円	3,881円	131,791円
	第4段階							1,545円	2,066円	4,822円	160,021円

◇食費・居住費の負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分（世帯全員）	対象者
第1段階	住民税 非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下
第2段階	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下 預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下
第3段階①	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下 預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下
第3段階②	住民税 非課税	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超 預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下
第4段階	住民税 課税	一般世帯（住民税課税世帯）